

(別紙)「健康たからづか21(第3次)(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表

*パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	特定の部分に関する事	P68		(2)歯及び口腔の健康づくりの評価指標の表	別の表になっていたので、差し替えが必要です。	正しい表に差し替えました。	1 職員 ② 所管課 3 その他 ()	内容が異なっていたため。
2	特定の部分に関する事	P38 P39 P41 P46		評価指標の表の項目「番号」	他の表は「項目番号」となっているが、4か所は「番号」となっています。	「番号」を「項目番号」に修正しました。	1 職員 ② 所管課 3 その他 ()	他の部分と統一するため。
3	計画全般に関する事			「など」を「等」に統一します。	「など」	「など」を「等」に修正しました。	1 職員 ② 所管課 3 その他 ()	「など」を「等」に統一するため。
4	特定の部分に関する事	36	注釈	たからっ子総合相談センター「あのね」の注釈『市役所の第2庁舎』	市役所の第2庁舎	市役所の第二庁舎	1 職員 ② 所管課 3 その他 ()	正しい表記に変更するため。
5	特定の部分に関する事	目次		第1章の「5 計画の進行管理」の該当ページ番号	5	4	1 職員 2 所管課 ③ その他 (審議会委員)	該当ページ番号が誤っていたため。
6	特定の部分に関する事	21	下部の表	「(5)生活習慣病※等予防及びこころの健康づくり 高齢期」の表の1項目目の「通いの場」	注釈無し	注釈を追加しました。 通いの場 年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場。参加率は、市が把握しているサロンやいきいき百歳体操、ラジオ体操、ボランティア活動、認知症カフェの参加人数を高齢者人口で割ったもの。 以降のページの「通いの場」にも注釈を追加しています。 1 / 1 ページ	1 職員 2 所管課 ③ その他 (審議会委員)	通いの場の定義を明確にするため。